

労働災害周辺知識

- ❖ 事業者は全ての労働災害を報告する義務あり
- ❖ 労災事故と企業責任（企業の4つの責任）
- ❖ 労災事故と企業責任（民事責任と刑事責任）
- ❖ 労災事故の訴訟はなぜ企業が不利なのか？
- ❖ 4つの責任のうち金銭で解決できるのは民事責任だけです
- ❖ 指名停止制度について
- ❖ 安全配慮義務（民法415条）
- ❖ 損害賠償における法的根拠の違い
- ❖ 建設災害により発生するコスト一覧
- ❖ 経営者の悩み
- ❖ 労働災害と刑事責任
- ❖ 刑事処分に関する警察署・監督署の違い
- ❖ 事故発生後における刑事処分の流れ

労働災害！！

事業者は全ての労働災害を報告する義務あり！！

労働者が労働災害で負傷、窒息又は急性中毒により死亡又は休業した時は、**労災申請、賃金支払い、保険給付**に関係なく、事業者は所轄労働基準監督署長に**報告**することが**義務**となっています。（労働安全衛生規則第97条）

休業日数	何を	いつ	だれが	どこへ	何枚	根拠条文
4日以上 (見込)	労働者死傷病報告 (様式第23号)	事故発生後(死亡・休業したとき)遅滞なく	事業者	所轄署長	2枚	労働安全衛生規則第97条 労働基準法施行規則第57条第1項第3号
1~3日	労働者死傷病報告 (様式第24号)	1~3月分⇒4月末日 4~6月分⇒7月末日 7~9月分⇒10月末日 10~12月分⇒翌年1月末日	事業者	所轄署長	2枚	労働安全衛生規則第97条 労働基準法施行規則第57条第2項

※労働者が業務災害または通勤災害にあった場合の保険給付は、後々、後遺障害等の問題が起これば、顧客には、労災保険を申請しておく事を案内すべきでしょう。

休業日数4日以上
労働者死傷病報告（様式第23号）

休業日数1~3日
労働者死傷病報告（様式第24号）

(記載例) 労働者死傷病報告

発症年月日 2021年11月10日	発生時刻 11時40分	発生場所 新南建設株式会社 新南建設株式会社	発生種別 作業中	従業員数 70人	報告者 代表取締役 鈴木三郎
労働者の氏名 山田 太郎	性別 男	生年月日 2000年10月10日	年齢 21歳	所属 新南建設株式会社	勤務期間 1年
<p>発症の経緯 作業中、作業場の床に油がこぼれていたため、踏み外して転倒した。着いた瞬間、背中が痛くなり、立ち上がることが出来なかった。救急車を呼ばれ、搬送されたが、意識が回復せず、病院に搬送された。医師からは、脊髄損傷と診断された。現在は回復の見込みはない。</p>					
報告者の署名 鈴木三郎			発症場所 東京都 新南建設株式会社		

新南建設株式会社 代表取締役 鈴木三郎
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

新南建設株式会社 代表取締役 中村一郎
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

(記載例) 労働者死傷病報告

発症年月日 2021年11月10日	発生時刻 11時40分	発生場所 株式会社 山田製作所	発生種別 作業中	従業員数 30人	報告者 代表取締役 中村一郎
労働者の氏名 山田 太郎	性別 男	生年月日 2000年10月10日	年齢 21歳	所属 株式会社 山田製作所	勤務期間 1年
<p>発症の経緯 作業中、作業場の床に油がこぼれていたため、踏み外して転倒した。着いた瞬間、背中が痛くなり、立ち上がることが出来なかった。救急車を呼ばれ、搬送されたが、意識が回復せず、病院に搬送された。医師からは、脊髄損傷と診断された。現在は回復の見込みはない。</p>					
報告者の署名 中村一郎			発症場所 東京都 山田製作所		

株式会社 山田製作所 代表取締役 中村一郎
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

株式会社 山田製作所 代表取締役 伊藤三郎
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

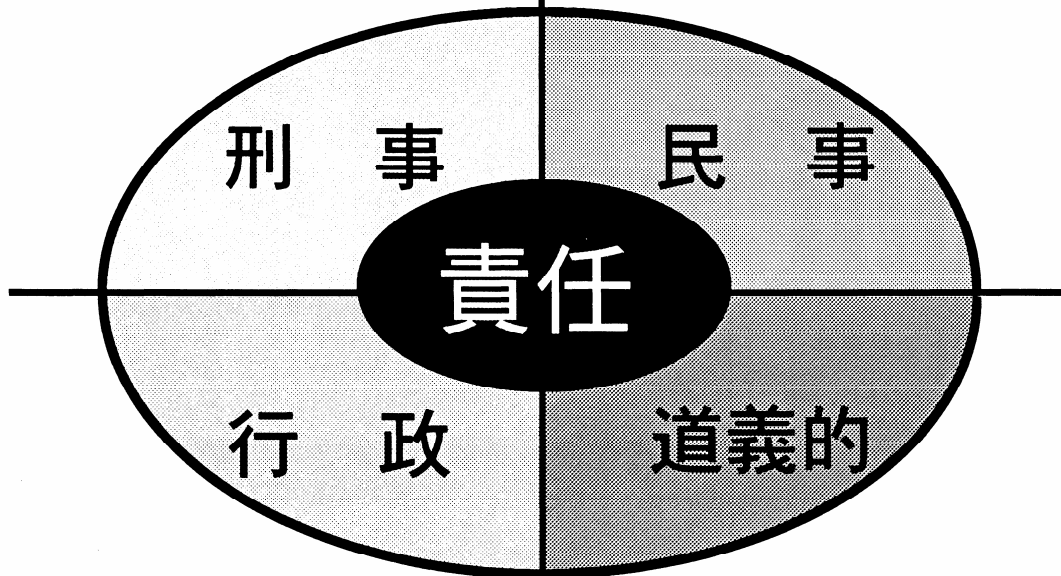
労災事故と企業責任

事故の発生

企業の4つの責任

- ①刑法、労働安全衛生法などの法律で規定されていることに違反した場合に負う責任。
- ②社会に対して負うべき責任なので被害者の意志に関係無く追求される。
- ③結果は懲役、罰金等で、前科がつく。

- ①不利益を被った被害者に対して負う責任。
- ②被害者、遺族の意志に基づいて追求される。
- ③結果は金銭による賠償となる。
- ④賠償額は高額になり支払のできない企業もでている。

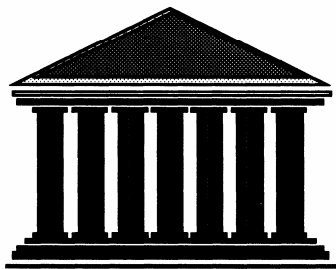


- ①行政官庁からの許可の取消、指名入札の停止、作業の停止、機械などの使用停止、等事故発生にともなって発せられる処分や命令により負う責任。
- ②業務継続に最も影響のあるもの。

- ①社会に貢献する企業が災害を発生したことによって負う信用失墜等の責任。
- ②特別な定めによるものではないが、企業の存亡にも影響するもの。
- ③マスコミにより拡大されやすいもの。



政府労災は民事責任を含め、全てをカバーすると思われがちですが、下記のほんの一部をカバーするにすぎません。
 政府労災でカバーされないこの部分 (\$) について損害賠償責任が生じます。
 また、安全配慮義務違反は特に厳しく問われますので、まず企業責任は問われるとあって間違いありません。



労災事故と企業責任



民事責任

民事上の責任
 示談・和解のために金銭による賠償が必要
 保険等で手配が可能

使用者の
 故意
 過失
 安全配慮義務違反
 いずれかの要件で損害賠償責任を負う。

労働基準法上の責任

労災でカバー
 (労働者災害補償保険)

無過失賠償責任主義であり、使用者の
 故意
 過失
 安全配慮義務違反
 の有無に係わらず業務上の災害である限り
 使用者に一定の義務を負わす



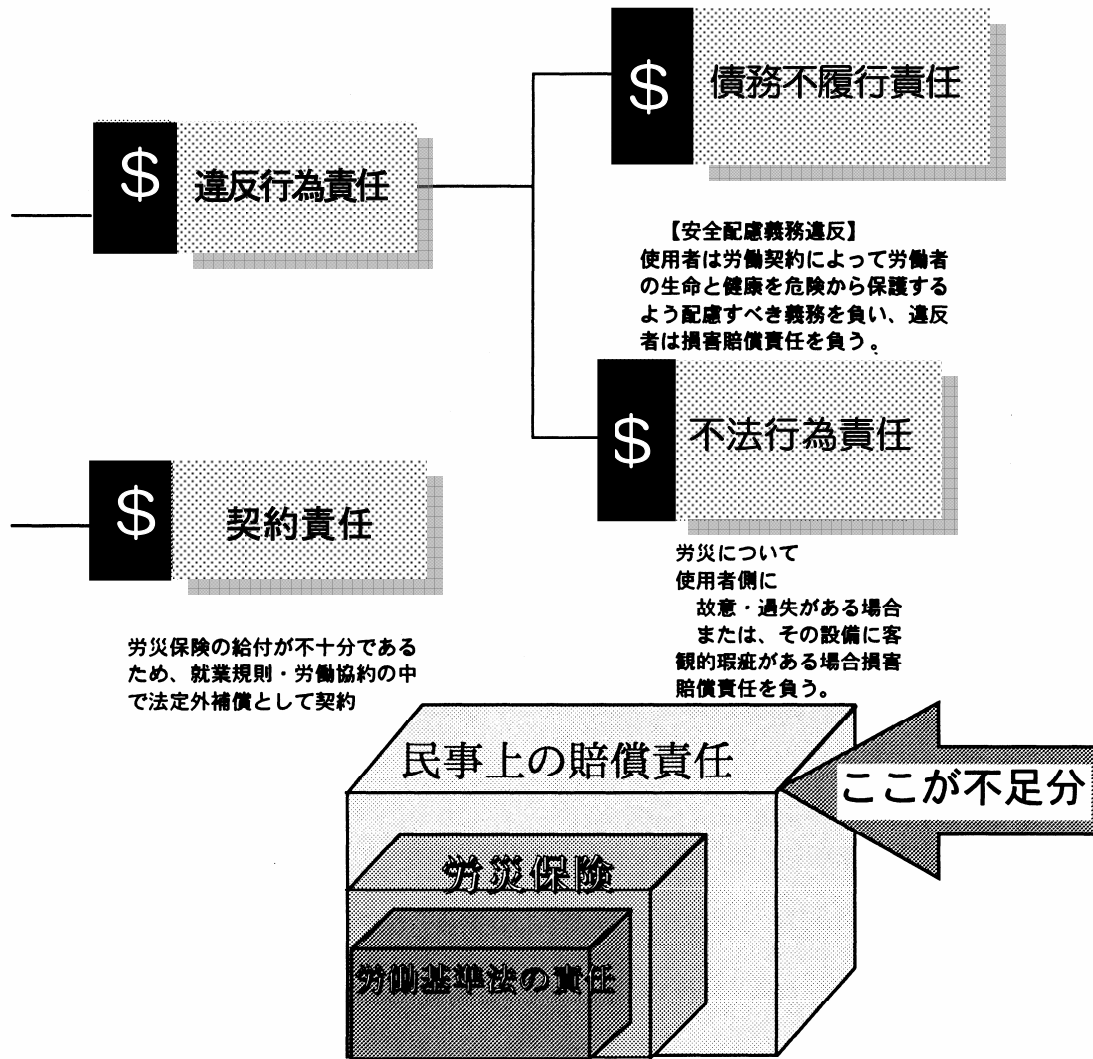
刑事責任

刑事上の責任

業務上
 過失致死等

労働安全衛生法上の責任

罰金
 ・懲役



【安全配慮義務違反】
 使用者は労働契約によって労働者の生命と健康を危険から保護するよう配慮すべき義務を負い、違反者は損害賠償責任を負う。

労災について
 使用者側に
 故意・過失がある場合
 または、その設備に客観的瑕疵がある場合損害賠償責任を負う。

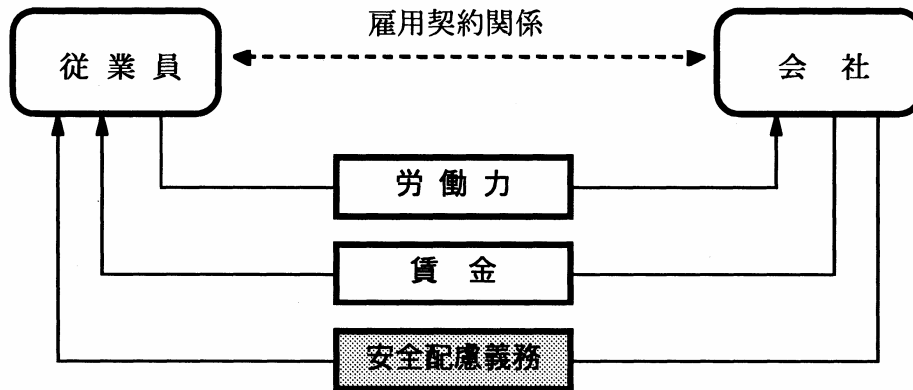
労災保険の給付が不十分であるため、就業規則・労働協約の中で法定外補償として契約

刑事処分を受けたときの不利益

- ・作業の遅延
実況検分等による作業の停止
- ・事故後の対応による時間的不利益
監督署・警察署からの呼び出し
被害者・遺族との話し合い
- ・精神的負担の増加
執拗な呼び出し、取り調べの緊張感
- ・入札の停止、減少
労働行政機関と他との通報制度

労災事故の訴訟はなぜ企業が不利なのか？

従業員と会社の関係



企業には賃金を支払う義務があるだけでなく、安全配慮義務もあります

従業員が労災で会社を告訴する場合……

安全配慮義務違反による民法 415 上の債務不履行 で提訴します。

債務不履行で提訴されると被害者（この場合は従業員）が圧倒的に有利！？

その訳は……債務不履行では举证責任が加害者（企業側）にあります。



言い換えると

企業側が安全配慮義務違反がなかったことを立証しなければなりません。

（例えば、現場での管理、命令、指示は完璧であったか？
日頃の安全教育、職長教育は徹底されていたか？
無理な日程、工期で作業をしていなかったか？ 等々
非常に細かく立証する必要があります。）



したがって

ほとんどの場合企業が責任を免れる事はありません。

四つの責任のうち金銭で解決できるのは
民事責任だけです。

事故発生

労災保険でカバー

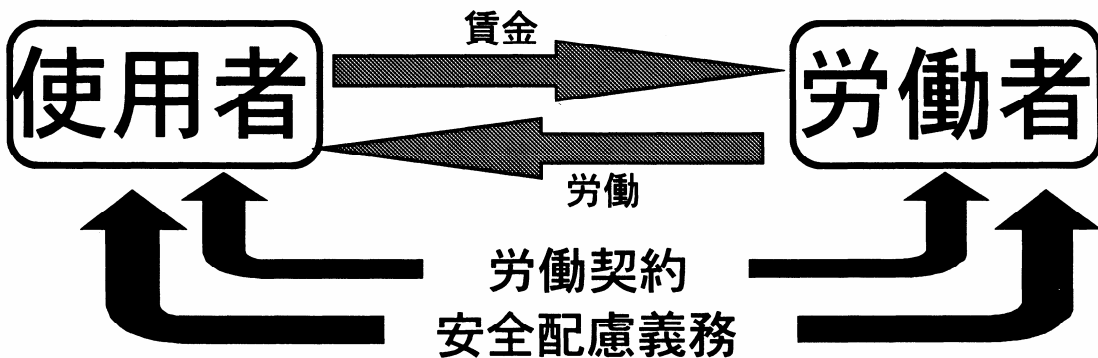
労働基準法上の
災害補償義務

安全配慮義務違反による
民法上の賠償責任

労災保険でカバーできない
部分は企業が自己負担

安全配慮義務

『労働契約上、使用者は労働者の安全に配慮しなければならない。これを怠ると民法415条（債務不履行）により損害賠償しなければならない。』例）・安全環境の確保
・安全な作業の指示etc.



行政責任(行政処分) 指名停止制度について

(昭和 59 年建設省通達・地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置基準についてより)

措置要件	期間	
	当該部局	一般工事
過失により粗雑工事をしたとき	1～6月	瑕疵重大 1～3月
契約違反のとき	2週～4月	
公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき	1～6月	重大 1～3月
安全管理措置不適切により工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき	2週～4月	重大 2週～2月

※ **一般工事**とは、当該建設局所管地域内における、都道府県、市町村発注工事又は民間工事をいう。

1. 処分内容

- (1) 建設省の施工する工事からの一定期間の締出し
- (2) 県市町村発注工事についても同様の指名停止、指名回避措置

2. 処分の種類

- (1) 指名回避 入札から辞退するような勧告を受けること
- (2) 指名停止 指名入札業者から除外されること

3. 方法

指名回避は一種の暫定措置であり、この後に正規の指名停止が行われる

4. 対象

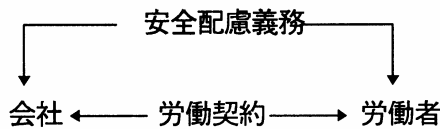
直接受注の場合だけでなく、共同企業体の一員となっている場合でも、また下請として関与する場合でも対象となる

安全配慮義務(民法415条)

民法 415 条（債務不履行） 原文カナ

債務者がその債務の本旨に従いたる履行を為さざるときは債権者はその損害の賠償を請求を賠償することを得、債務者の責に帰すべき事由に因りて履行を為すこと能はざるに至るときはまた同じ

昭和 50 年 2 月最高裁小法廷（自衛隊八戸駐屯隊事件）において『安全配慮義務』が承認されて依頼、現在では裁判法としてこれが定着、安全面のみならず健康管理（職業病）面においても、使用者は『労働者の生命および健康等を労働災害の危険から保護するという配慮を尽して労働させる義務』を労働契約の付随義務として負う。この義務を尽さず労働災害が発生した場合には、使用者と労働者との間の約束の内容である義務を怠ることになり、契約違反すなわち、『債務不履行として損害賠償責任を負う。』



労働契約… 労働者は使用者に対し労務を提供することを約し、使用者は労働者に賃金を支払う義務を負う。

安全配慮義務の具体的内容

1. 物的・環境的危険防止義務
2. 作業行動上の危険防止義務
3. 作業内容上の危険防止義務（特に職業病の場合問題になる）



あるものより予見される労働災害の発生の危険があるならば、それを予見し、その労働災害の結果を回避しなければならない。

損害賠償における法的根拠の違い

根拠条文	民法415条（債務不履行）	民法709条（不法行為責任）
成立条件	契約によって結ばれ、お互いに債権債務を負う関係にあるとき、加害者に契約の内容である義務を怠り、契約違反となったとき	他人との間に債権・債務の有無にかかわらず、加害者の故意または過失により権利を侵害され、損害が発生したとき
挙証責任	被請求者（加害者） 加害者は『自分には故意または過失などの手落ちが無かった』ことを立証しなければならない	請求者（被害者） 被害者が『加害者に故意または過失があった』ことを立証しなければならない
時効	10年	被害および加害者を 知ったときから3年 不法行為のときから20年 民法724条 (損害賠償請求権の消滅時効)
	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟における被害者の立証、主張の負担を軽減し、実質的平等が図れる。 労働災害の場合、使用者は雇用契約上、労働者に対し、労働災害防止義務を負っている。 民法1条2項（信義誠実の原則） 権利の行使及び義務の履行は信義に従い誠実に之をなす事を要す (原文 カナ) <p>この原則を裏切る行為であるので民法709条より415条の方が加害者の負担が重くなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の保護に欠ける。 『他人の権利の侵害』の『権利』とは、所有権といったような明確なものに限らず、不法行為に基づく損害賠償請求権によって保護するに値する利益を意味し、『権利の侵害』とは保護されるべき利益を違法な行為によって侵害することをいう。

- ・どちらも違法な加害行為による生ずる民事責任であることは共通している。また賠償されるのは、原因となった事実と相当因果関係にたつ損害に限られる。
- ・不法行為責任の方が原則として債務不履行責任より広く一般的に起こる。

建設災害により発生するコスト一覧（労働災害を含む）

第三者災害の場合

A. 災害者に対する民事損害賠償

1. 逸失利益
2. 慰謝料
3. 弁護士費用
4. 治療費・療養費・看護費など
5. 休業補償費
6. 改造費、その他

B. 生産性減少に関わる損失

1. 指名停止
2. 工事停止期間中の損失
3. 機械器具新規購入・借入費
4. 事故が原因で取消・解除により減少した受注金額

C. 物損の修理費用(救出等のために一時的に改造・破壊したものを含む)

1. 機械器具
2. 設備
3. 材料

D. 労働損失時間の賃金

1. 同僚(含総務課員)の労働時間損失
 - (1) 事故時の救援・介護・連絡
 - (2) 整理・復旧
 - (3) 見舞・付添
 - (4) 報告・書類作成
2. 管理者の労働時間損失
 - (1) 事故時の救援・連絡・後処理
 - (2) 会社への報告
 - (3) 警察への出頭・報告

労働災害を含んだ場合

E. 労働損失時間の賃金

1. 被災者の労働時間損失
 - (1) 事故当日
 - (2) 休業による
 - (3) 職場復帰後の通院加療による
2. 管理者の労働時間の損失
 - (1) 労災保険関係書類作成
 - (2) 労基局への出頭・報告

F. 生産性減少に関わる損失

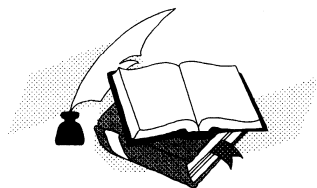
1. 被災者の労働能力減退による賃金損失
: (A)×(B)×(C)
 - (A) 被災者の被災前の平均賃金日額
 - (B) 被災者の平均生産性の減少率
(通常 30~40%)
 - (C) 被災者の平均生産性の減少期間
2. 生産損失軽減に要した特別費用
 - (1) 残業費
 - (2) 光熱費
 - (3) 機械器具新規購入・借入費

G. 被災者に代わる新人の賃金・教育費

1. 新人の労働能力未熟による賃金損失
: (A)×{(B)-(C)}×(D)
 - (A) 新人の賃金
 - (B) 新人の賃金/被災者の100%賃金
 - (C) 新人の生産性/被災者の生産性
 - (D) 新人が賃金相当能力になるまでの期間
2. 新人を教育する期間の監督者の賃金 : (A)×(B)
 - (A) 監督者の平均賃金
 - (B) 教育期間

経営者の悩み

業種	大手企業	中企業	小企業
建設業	<p>安全活動のマンネリ化</p> <p>教育講師の不足</p> <p>具体的指導方法がわからない</p> <p>安全担当者に情報が足りない(示談、事故例)</p> <p>協会の運営</p>	<p>下請に対しての責任がどこまであるかわからない</p> <p>小規模現場の責任者への教育がまだ不完全</p> <p>下請業者への教育ができない</p> <p>協会の作り方がわからない</p> <p>協会規約の作り方がわからない</p>	<p>社内教育ができない</p> <p>教育機会の設定ができない</p> <p>教育は元請がやるものと思っている</p> <p>経営者に安全に対する理解がない</p>
製造業	<p>安全担当者の職務と会社の利益が背反</p> <p>構外下請業者への安全指導が徹底しない</p> <p>各作業者の行動に目が行届かない</p>	<p>何を計画したらよいかわからない</p> <p>教育の場に人が集まらない</p>	<p>未熟練工、パートが多い</p> <p>面倒で危険な作業が多い</p> <p>整理整頓が行届かない</p>
	<p>労災事故等の情報提供</p> <p>具体的教育方法の指導</p> <p>安全教育講師の派遣</p> <p>安全担当者の職務代行</p> <p>安全活動についてのコンサルティング</p>	<p>協会での教育</p> <p>協会結成コンサルティング</p> <p>年間計画作成のコンサルティング</p> <p>作業場所の危険度診断</p> <p>法定職長教育の実施</p>	<p>従業員、パート対象に安全の初歩教育の実施</p> <p>安全教育の場の設定方法のコンサルティング</p>



〈労働災害と刑事責任〉

労働災害を発生させた場合の刑事責任には、業務上過失傷害・致死と安衛法違反（刑 211 条）
とがある。

刑法 211 条には「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷に至らした者は、5 年以下の懲役もしくは禁錮又は千円以下の罰金に処せられる」と定められている。また「業務従事者は法令等に明文がなくても、危険防止のため慣習上、条理上、実験法則上必要なあらゆる注意をする義務がある。」とされているように、建設現場に働く者はみな、他人に死傷を発生させないように、注意して業務を行う義務があり、事故発生の場合には、それに最も近い注意義務違反者の同僚の過失がまず問題となり、順次上級監督者に遡っていく。

一方、安衛法違反の場合は、事業責任つまり、企業経営上の管理義務責任違反なので、上からの追求となる。

「社長はいかなる安全対策をとっていたか」、「何をやらなかったのか」という上からの追求に始まり、会社の権限分配に従って、管理措置の義務者、すなわち第一線監督者等の「行為者」が決定される。

安衛法 122 条に「法人の代表者又は法人が…業務に関して…違反行為をしたときには、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する」と両罰規定を定めている。

そして、業務上過失致死傷の罪と、安衛法違反の罪とは、お互いに保護法益も異なり、立法趣旨及び目的を異にするので、両罪は原則として併合罪となる。（刑 45 条）

刑事処分に関する警察署、監督署の違い

	警察署	労働基準監督署
適用法律	刑法 業務上過失致死（傷）罪等	労働安全衛生法
被疑者	当該事故発生を未然に防げる 立場の者	事業者またはそれに代る者 （現場監督、安全担当者等）
担当	警察署 刑事課警察官	監督署 監督官

解説

警察署の捜査

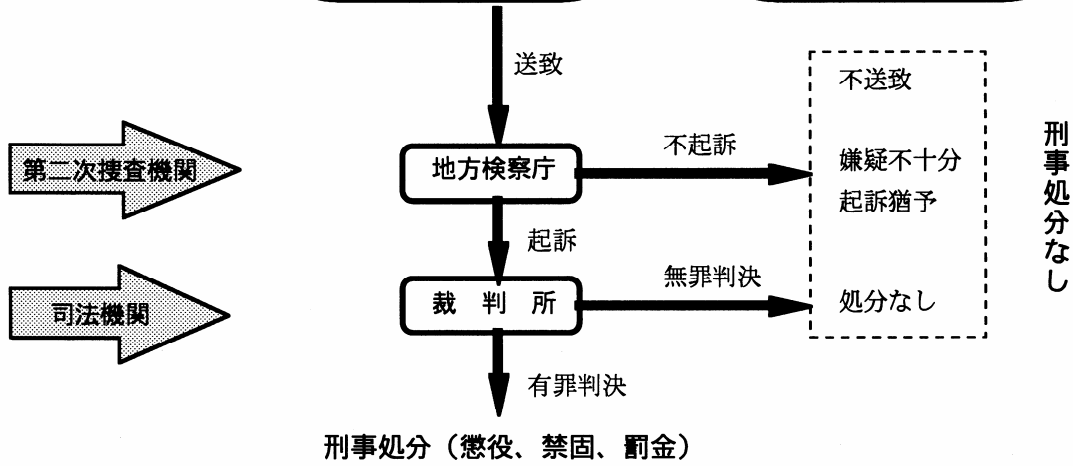
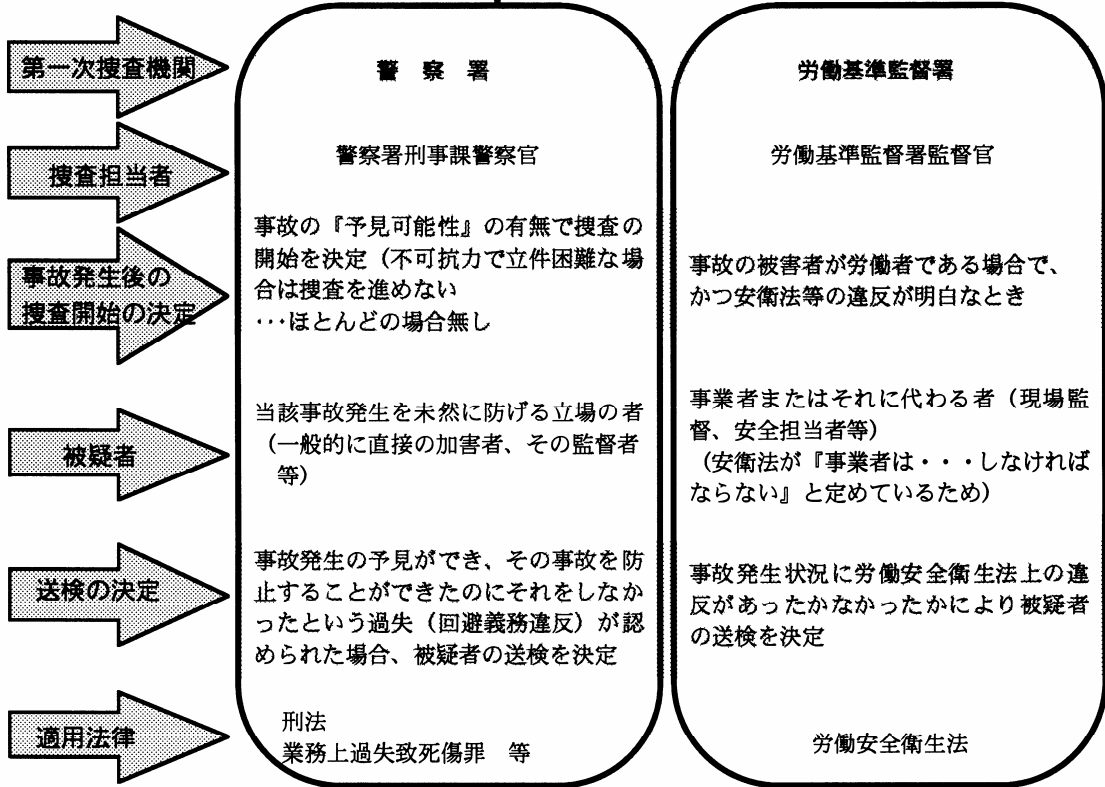
警察署では労災事故が発生した場合、刑法の業務上過失で処分することが多い。業務上過失致死（傷）罪で当該事故を立件するとき、最も重要な概念に、「予見可能性」がある。この「予見可能性」の有無が問題になるのだが、当然、予見のでき得る立場の人間がいたかどうかとも同時に問題となる。

ある事故が発生したときに、通常考えてある立場の者だったら、事故発生の予見ができ事故を防止することができたのに、それをしなかった、という過失が認められればこの立場の者が被疑者となり送検されることになる。

具体的には、直接の加害者が被疑者となることが多い。

監督署の捜査

監督署では労災事故発生の場合、事故発生状況に労働安全衛生法上の違反があったか無かったかにより送検するか否かを決定する。勿論、安衛法に違反していれば事故発生の有無にかかわらず送検できるのだが、一般的にいて事故発生時に送検することがほとんどである。また被疑者として特定されるのは、安衛法が「事業者は……しなければならない」と定められていることから、事業者若しくはそれに代る立場の者ということになる。また、業務上過失致死と違い、刑法の一般原則どおり被疑者から故意、つまり違反を知りながらあえて放置した、というような内容の供述がとれないと立件できない。



労災保険周辺知識

- 労災保険給付と民事賠償
- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）
- 労災保険と自賠責保険の主な給付項目

労災保険給付と民事賠償

〔被災者〕

40才 年収500万円（月給30万円・ボーナス年間140万円 給付基礎日額1万円）
被扶養者：妻35才、子供2人（12才、8才）

〔死亡時労災保険給付内容〕

遺族特別支給金 300万円
葬祭料 60万円（給付基礎日額×60日分）
遺族補償年金 223万円（給付基礎日額×遺族3人の場合 223日分）
遺族特別年金 44.6万円（給付基礎年額×20%÷365=0.2万円
0.2万円×223=44.6万円）

- ・初年度合計給付額 627.6万円
- ・次年度よりの年金給付額 267.6万円

*但し、年金について子供が18才になると年金受給資格者から除かれるため、減額されます。

**年金受給権の消滅：受給権者が①死亡したとき
②婚姻したとき
③子については18才に達したとき 等
（18才に達する日以後の最初の3月31日までの間）**

〔民事賠償額〕

被災者が無過失の場合
逸失利益 5,882万円
（年収 500万円×本人生活費控除 0.7×新ホフマン係数16,804）
慰謝料 1,700万円
葬祭料 60万円
合計 7,642万円

判例によっては、特別支給金（300万円+44.6万円）は被害者の福祉を目的として支給されるものであるという観点から民事賠償額から控除しないという場合もあります。

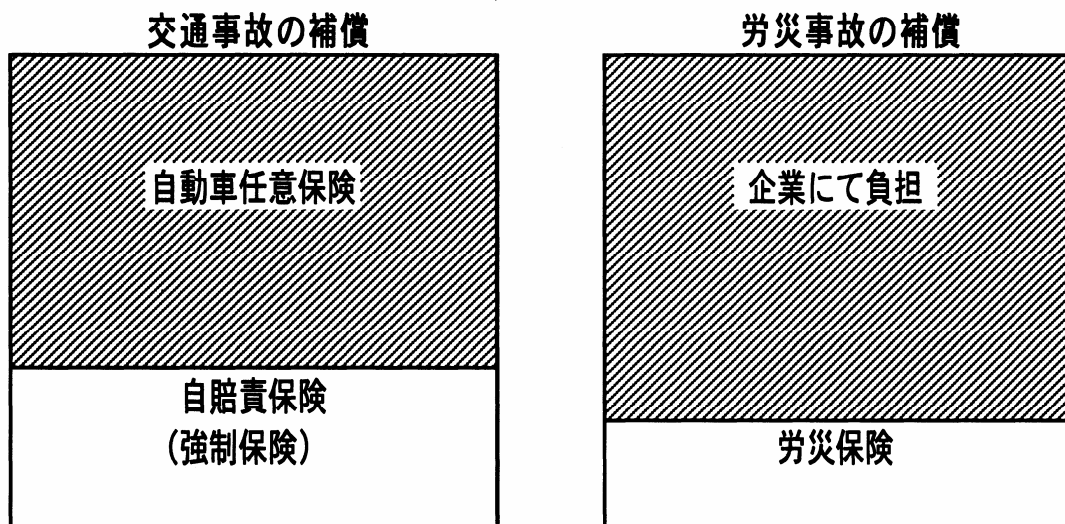
民事		7,014.4万円(7,642-627.6)
労災	初年度 627.6万円	*斜線部分が事業主の負担額

〔自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）〕

先の例を自賠責保険金の算出方法で計算すると以下のとおり。

逸失利益	5,462万円
	(年収 500万円×本人生活費控除 0.65×新ホフマン係数16.804)
死亡本人慰謝料	350万円
遺族慰謝料	900万円
葬祭料	55万円
合計	6,767万円 > 3,000万円

従って、保険金額 3,000万円が支払限度額となる。



【労災保険と自賠責保険の主な給付項目】

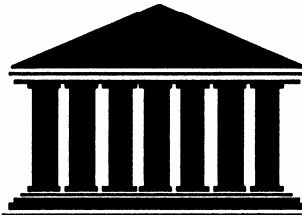
民事損害賠償	労災保険	自賠責保険
治療費、入院費、付添費	療養補償給付	治療関係費
休業損害	休業補償給付	休業損害
後遺障害	障害補償給付	後遺障害
死亡	遺族補償給付	死亡
葬祭費	葬祭料	葬儀費
慰謝料	なし	慰謝料

事例

- ❖ ここまでできた労災補償！！
- ❖ 労災高額判決・和解事例
- ❖ 浅野組事件
- ❖ 事故状況
- ❖ 労災事故の判例

ここまで来た労災補償！！

1億6,524万円で和解

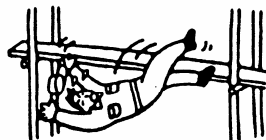


労働災害に対する企業責任は大きな社会問題です。

全産業別 労災事故ワースト3

(平成5年度)

1. 交通事故



2. 墜落・転落

3. はさみ込み
・巻き込まれ



高額判決事例

金額	事件名	事故内容	その他
16,524	三六木工 (H7.9.27 横浜地裁小田原支部)	ワイヤーロープが解けて原木が落下し、頸部を直撃	1級障害（左上肢・両下肢完全麻痺等）
7,595	東京鍛工所 (S52.2.28 横浜地裁)	エアグラインダー砥石の破壊	両眼失明、鼻骨欠損 (和解金額 6,080)
7,336	日本電電・市川海事興業 (S60.10.3 松山地裁)	海底ケーブル埋設工事に従事中潜水病に罹患	1級障害
7,087	福岡水道局 (S56.9.8 福岡地裁)	水道工事中、煉瓦塀が倒壊	死亡
7,057	電源開発・三井三池製作所等 (S56.4.13 神戸地裁姫路支部)	火力発電所の定期点検修理工事中、石こうスケールが落下	下半身不随等
6,419	大森電設 (H4.5.14 札幌地裁)	感電して落下	ショック死
5,549	広瀬興業・石巻市 (H1.11.21 青森地裁)	汚水管の清掃工事中、硫化水素ガスを吸引	死亡
5,483	間組・木部建設 (S62.7.30 鳥取地裁)	じん肺	管理区分4
5,235	兜（株）熊谷功業 (S59.7.19 京都地裁)	腹起H鋼から落下	3級障害
5,219	時盛建設 (S54.3.14 山口地裁)	バケットの爪に頭部をはさまれる	開放性挫傷等
5,000	清水建設工業所 (S56.12.2 東京地裁八王子支部)	資材運搬用リフトから墜落	両下肢完全麻痺等
5,000	昭和鉄工・寺内工務店 (S57.3.29 東京地裁)	スレートを踏み抜き屋根から墜落	1級障害
4,879	武内運送・富士リース (S58.12.23 東京地裁)	玉掛作業中、鋼管落下	1級障害
4,874	石川島播磨重工業・山九等 (S57.9.14 福岡地裁小倉支部)	高炉建設作業中、墜落	1級障害
4,801	藤代組建設・中里建設 (S59.10.22 東京地裁)	パイプロ機と鋼矢板との間に手足をはさまれる	1級障害
4,636	茅ヶ崎市下水道部 (S63.3.31 横浜地裁)	始動回転したポンプに巻き込まれる	死亡
4,295	石光商事 (S57.2.25 大阪地裁)	フォークリフトに接触	死亡
4,222	昭和海運 (S52.8.26 東京地裁)	炭素ガス窒素	死亡
4,221	相馬商事・久保田鉄工 (S61.3.27 長野地裁)	除雪作業中「トーザ」の下にまきこまれる	1級障害

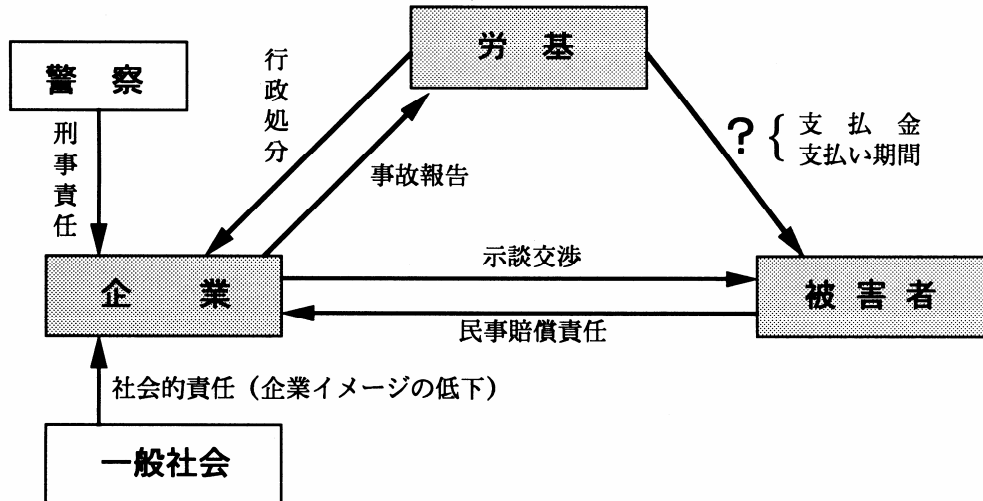
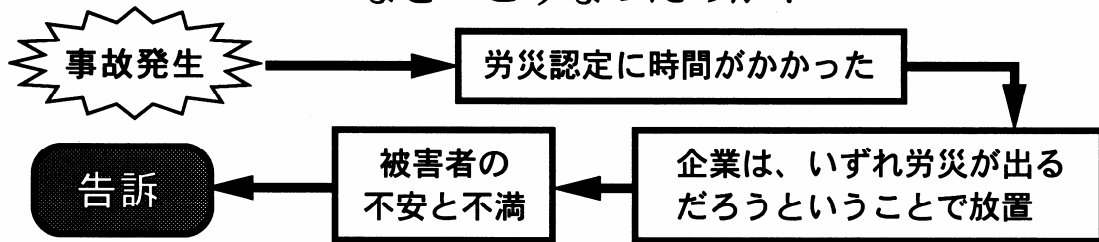
(労災問題研究所調べ、単位 万円)

浅野組事件

従業員15名の中小企業 請求額 1億4,000万円
示談額 7,000万円

労災および労災上乗せ（法定外補償）に入っていた。

なぜ こうなったのか？



労災保険のポイント

1. 一般的に認定基準が厳しく、支払いまでに時間と手間がかかる。
2. 支払先は個人であり、企業が立て替えた生計費等は、人情的に請求できない。
3. 慰謝料が支払われない。
4. 頻度によって罰則がある。

【事故状況】

被災者は、地上11mの足場でクレーンによって吊りあげられてくる鉄筋の玉外し作業に従事していた。作業中、鉄筋がクレーンのフックに触れて傾き、被災者の頭上でワイヤーロープが外れ、足場にワイヤーもろとも鉄筋が落下、反動で被災者は転落し、セキ髄損傷（後遺障害1級）となった。

被災者側の主張	会社側の主張
<ul style="list-style-type: none"> ・クレーンのフックは安全装置が故障していたのにそのまま使用したクレーンの運転手の過失だ。 ・フックの安全装置が故障しているのを知りながら運転させた会社に責任がある。 ・玉掛の資格をもつ作業者にクレーン作業をやらすべきなのに被災者など無資格者にやらせた。 ・安全教育をしなかったためこの事故は発生しており、教育を怠った責任をとれ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任はないので話し合いの余地はない。 ・フックの安全装置は事故のため壊れたのであり、事故前の点検では正常であった。 ・玉掛作業は協力会社の作業員がしており、被災者はB鉄筋工業に下請として入っていた者であり、孫請まで責任はとれない。
裁判所の調査と判断	
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者は請負代金を賃金という形で受領しており労災の給付も受けていた。クレーンのフックは事故前に修理したとの証人を出したが確証がなく、故障していたと思われる。 ・賠償金を支払う義務についての理解に欠け、賠償能力にも欠けているので、和解勧告をした。その結果、双方歩み寄って7,000万円となった。 ・分割払いを認めるが、A組6,300万円、B鉄筋700万円を負担すること。 	

請求項目	請求金額	認定金額	和解金額	備考
得べかりし利益	51,860,000			訴訟をした時点での請求額は1億4,539万円であった。和解金7,000万円には既に支払われた135万円と労災保険よりの給付額（治療費用入院費用など）は含まれていない。3回の分割払いを認めるが1回でも怠ったら残金全てに15%の金利をつけて一括払とする条項がついた。
付添看護費	49,921,000			
入院雑費	721,000			
装具類	98,700			
設備代	133,850			
家屋改築費	5,555,000			
慰謝料	25,000,000			
弁護士費用	10,000,000			
	153,289,550		70,000,000	
	のうち 145,000,000			A組 6,300万円 B鉄筋 700万円 と既払金
	事故の翌日から 完済に至るまで 法定金利を支払え			

労災事故の判例

〔事故状況〕

国道9号線の拡幅工事を請負った田中建設は竹林の伐採、土砂の埋立、コンクリート工事などの土木工事を山田組に下請けさせ、仮枠工事を田中組に下請けさせた。昭和55年2月16日午前10時10分頃、山田組の土工がドーザーショベルを運転したが横転し、仮枠のあと片付けをしていた被災者が、コンクリート壁との間にはさまれ死亡。

被災者側の主張	加害者側の主張
<ul style="list-style-type: none"> 山田組の運転手は運転資格を持っていなかったのだから、山田組から言われても運転を断るべきだ。 漫然と運転し、後部に人を認めながら、横転した。 山田組は自社の社員が仕事に起こした事故だから責任を負うべきだ。 田中建設は現場の一切の指揮監督をしており、自社のドーザーショベルを資格のない山田組の土工に運転させた。 現場の見張り、安全指導に手抜きがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●山田組の主張 <ul style="list-style-type: none"> 加害運転者は元請の田中建設に命ぜられて車両を運転した。 被害者は指示されていた作業の手順を逆に作業を行ったうえ、危険な現場に立ち入っていた。 共同作業をやる現場では異なった作業を同時にやるのだから、近くに入るなら運転者に知らせてから入るべきだ。 ●田中建設の主張 <ul style="list-style-type: none"> 作業手順は決めてあったし、指示も十分行った。 運転者の腕も確認した上で十分注意を喚起しておいた。
裁判所の見解	
<ul style="list-style-type: none"> 被災者が作業手順に従わなかったとしても、作業現場の埋立て中の土砂の端からドーザーショベルが転落することを予期して立入らないようにすることは困難である。 危険地帯に立入ったことをもって過失相殺の対象とするのは的を得ていない。過失はなかったとはいえないが過失の相殺をすべきではない。 	

請求項目	請求額	認定損害額	判決額	備考
逸失利益	34,123,884	32,360,500	32,360,500	元請会社の香典 30万円
慰謝料	妻 5,000,000	妻 4,000,000	10,000,000	雇用会社の香典 100万円
	子 2,500,000 × 4人	子 1,500,000 × 4人		
	15,000,000	10,000,000		運転者の香典 100万円 は損害額の一部に 充当したものとし て控除してよい。
葬儀料	572,760	572,760	572,760	本人の過失はなかつたという判断。
弁護士費用	2,020,000	1,350,000	1,350,000	
	51,716,644	44,283,260	44,283,260	
			- 労災給付金 6,391,160	
			- 遺族給付金 -7,630	
			- 就学等救護費 72,000	
			37,812,470	

いまならどうなる

逸失利益 $625万 \times 0.7 \times 12.077 \approx 5,284万円$

50歳 年収 $521,200円 \times 12 \approx 625万円$

慰謝料 1,800万円

弁護士費用 200万円

7,284万円

労災給付予想額

一時金 300万円

年金 392万円